

別表十の二 (三) 附表の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結法人が令和2年改正法第16条の規定による改正前の措置法第68条の98（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に、同条第1項に規定する対象連結親法人又は同項に規定する対象連結子法人ごとに記載し、その対象連結親法人又は対象連結子法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載します。
- 2 「(4)のうち損金経理による金額5」に金額の記載がある場合には、その金額の合計額を別表四の二附表「加算」の欄に記載します。
- 3 「取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額のうち損金算入された金額に係る部分の金額9」は、令和2年6月改正前の措置法令第39条の122第2項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定により計算した金額を記載します。
- 4 「取得日から3年又は5年を経過した特定株式に係る特別勘定の金額16」は、「特定株式の取得年月日3」に記載された日が令和4年3月31日以前である場合にはその記載された日から5年を経過したときに、その他の場合にはその記載された日から3年を経過したときに記載します。